

インフルエンザ警報レベルの大幅超過

平成 24 年 2 月 3 日
健康対策課 (075-414-4722)

感染症発生動向調査の結果、インフルエンザ流行レベルが京都府全域において、下記のとおり警報レベルに達しましたので、お知らせします。

なお、京都府では、本日9時から京都府インフルエンザ対策本部会議幹事会を開催し、情報共有及び対応について確認をしたところです。

記

1. インフルエンザ発生状況

府内の定点当たり報告数が第4週(1月23～29日)に38.87に達し警報レベル超過
地域別では、京都市(36.23)・乙訓(56.29)・山城北(44.65)・山城南(34.40)・南丹(50.78)・中丹西(31.80)・中丹東(35.63)で警報レベルを超過
全国でも第4週に35.95と警報レベルを超過
府内学級閉鎖等は、延べ449件(2月2日現在) 京都市除く

* 定点当たり数値：1週間の1定点医療機関当たり患者報告数（京都府の定点医療機関は125箇所）

* 流行の目安：1定点当たり患者報告数が1を超過したとき

* 注意報の基準：1定点当たり患者報告数が10を超過したとき

* 警報の基準：1定点当たり患者報告数が30を超過したとき

		第50週	第51週	第52週	第53週	第1週	第2週	第3週	第4週
平成23年度	京都府	0.42	1.07	1.79		3.53	7.55	26.47	38.87
	全国	1.98	3.34	3.75		3.76	7.33	22.73	35.95
平成22年度	京都府	0.76	1.15	1.25		3.24	8.67	17.60	21.68
	全国	1.41	2.06	2.30		5.06	12.09	26.41	31.88
平成21年度	京都府	23.15	18.11	16.47	9.31	7.83	6.77	7.04	4.06
	全国	27.39	22.44	19.63	10.22	9.18	8.13	9.03	6.46

(週は、各年1月第1週から通算したもの)

2. 予防対策について

今後、京都府全域で流行が拡大すると考えられますので、次のような予防対策が有効です。

外出後のうがい、手洗いを励行する。

加湿器等を利用し、部屋の湿度を60～70%に保つ。

体調の悪いときは人混みを避け、外出の際はマスクを着用する。

過労や睡眠不足を避け、十分な栄養と休養をとる。

ワクチンを接種する。(65歳以上は、定期予防接種の対象)

症状のある人は、他の人にうつさないようマスク着用などの「咳エチケット」に努める。

3. 電話相談窓口について

【京都府健康対策課】

平日、8時30分から17時15分

電話番号：075-414-4726

FAX番号：075-431-3970

【京都府保健所】

平日、8時30分から17時15分

乙訓保健所・・・075-933-1153

山城北保健所・・・0774-21-2911

山城南保健所・・・0774-72-0981

南丹保健所・・・0771-62-2979

中丹西保健所・・・0773-22-6381

中丹東保健所・・・0773-75-0806

丹後保健所・・・0772-62-4312

【厚生労働省】

対応日時：平日、9時～17時

電話番号：03 - 5846 - 2422(委託先：ティーベック株式会社)

4. インフルエンザに関する情報

京都府ホームページにおいて、インフルエンザに関する情報を発信しております。
(<http://www.pref.kyoto.jp/kentai/flu.html>)

厚生労働省ホームページにおいても、インフルエンザに関する情報をご覧いただけます。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/>)